

令和7年度第1回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和7年7月15日(火) 19:00~20:00

2 場所 松江市役所 本館3階 第1常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席14名、欠席1名

- ・出席：京分科会長、奥村副分科会長、安部委員、嶋田委員、樋口委員、高橋委員、藤原委員、加藤委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席：貝谷委員

(2) 事務局

- ・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課)川島課長、曾田係長、乾係長、村田係長、山本係長、(家庭相談課)和田守課長、(健康推進課)山崎課長、(松江保健所心の健康支援課)高野課長
- ・こども子育て部：池田こども子育て部次長、峯こども子育て部次長
- ・教育委員会：(発達・教育相談支援センター)中島所長、(図書館事務局)吉野事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：(生活支援課)安藤課長
- ・松江市障がい者基幹相談支援センター絆：浅津センター長
- ・相談支援事業所：相談支援事業所よもぎ、相談支援センターわこう、指定相談支援事業所ジョイ、ねっとわーくしのめ、相談支援事業所ゆうあい、指定相談支援事業所四ッ葉園ハローネット

4 議題

1. 開会

2. 委員交代

3. 協議事項

- (1) 令和6年度の各種サービス実績報告(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画期間)
- (2) 就労選択支援について
- (3) 分科会下部会議等の状況報告

4. その他

- (1) 手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)について

5 会議経過

【1. 開会】

○川島課長 ただいまから、令和7年度第1回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日は、おつかれのところご出席いただきありがとうございます。障がい者福祉課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。最初に健康福祉部長の松原からごあいさつ申し上げます。

○松原部長 本日は、夜にもかかわらず分科会へのご出席をいただき、ありがとうございます。

まずは、今年4月の人事異動を踏まえて3名の委員の方が交代となっております。後ほどお名前等のご紹介をさせていただきますが、本市の障がい者福祉についてご意見、ご指導をいただきたいと思いますと考えております。継続の委員の皆様も含めまして、よろしくお願い致します。

さて、今回の分科会は、令和6年度の障がい福祉サービスの給付状況などをご報告させていただきます。またそれに加えて、今年10月から全国で施行される「就労選択支援」について、あらためて委員の皆様にご説明をさせていただきます。

この制度は、障がいのある人が自分に合った就労先や働き方を選択できるよう支援をするものでございまして、就労を持続しながら自分らしい生活を送っていただく意味で、重要な制度であると考えています。本市では、早くからワーキングチームを立ち上げて活動しており、関係皆様から多くのご協力をいただいていると伺っております。改めて感謝させていただき次第でございます。

本日はこのような内容で説明させていただきますが、委員の皆様から、ご意見やご確認をいただき、本市の障がい福祉を進めていきたいと考えております。限られた時間の中ではございますが、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

【2. 委員交代】

○川島課長 最初に、本日の出欠状況ですが、貝谷委員が欠席でございますので、ご報告いたします。

続いて、2の分科会委員の交代についてですが、4月の異動等に伴いまして、3名の委員様が交代となっております。新たに委嘱させていただいた3名の委員の皆様をご紹介します。まずはじめに、島根県中央児童相談所 所長の嶋田様でございます。

○嶋田委員 嶋田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○川島課長 続きまして、松江公共職業安定所統括職業指導官の樋口様でございます。

○樋口委員 樋口でございます。よろしくお願いいたします。

○川島課長 続きまして、松江養護学校進路支援部長の藤原様でございます。

○藤原委員 よろしくお願ひいたします。

○川島課長 皆様どうぞよろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、大変簡略でございますが委員様の席にしておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、3の審議に移りたいと思います。本分科会は運営規程第4条の規定によりまして、京分科会長の進行をお願いしたいと思います。京分科会長、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 皆様どうぞよろしくお願いいたします。審議に入る前に、まず本分科会は、松江市情報公開条例の規定により、原則公開となりますが、本日は非公開の基準に当てはまるようなものがありますでしょうか。

○曾田係長 障がい者政策係の曾田でございます。本日は、非公開に該当する議題はございません。

○京分科会長 それでは、全て公開ということでよろしくお願いいたします。

【3. 協議事項】

(1) 令和6年度の各種サービス実績報告（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画期間）

○京分科会長 それでは次第によりまして、3の協議事項に入りたいと思います。最初に、協議事項(1)令和6年度の各種サービスの実施状況の報告となります。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○曾田係長 それでは、資料1-①、1-②の令和6年度の各種サービス実績報告をさせていただきます。今回のサービス状況の報告につきましては、令和6年度から3年間の期間で設定します第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく実績の報告となりまして、その期間の最初の令和6年度の実績の報告となります。これらの計画は国が示す指針に基づいて策定をしております、今回から数字を見込む項目が増えております。これまで報告しておりました項目に対して増えた項目につきましては、左の枠のところに丸印を付けさせていただいておりますので、ご参考いただければと思います。

それでは、最初に資料1-①各種福祉サービスの状況につきましてご報告をさせていただきます。

○乾係長 障がい者給付係の乾と申します。よろしくお願いいたします。資料1-①をご覧ください。令和6年度のサービス実績の方を説明させていただきます。実績説明の前に、単位について説明をさせていただきます。表の下部の欄外をご覧ください。単位の説明が記載してありまして、人と言うのはひと月平均の実利用人数、人日分と言うのがひと月当たりの利用日数、時間分と言うのはひと月当たりの利用時間でございます。それでは、実績説明をさせていただきます。

はじめに、表の一番上の訪問系でございます。訪問系につきましては、ここ数年緩やかな増加傾向となっております。

続いて、日中活動系でございます。日中活動系については、就労継続支援のB型が増加傾向となっております。また、短期入所につきましては、緩やかな回復傾向となっております。その他日中活動系については、自立訓練の生活訓練が大きく減少をしております。その他については、ほぼ横ばい傾向でございます。

続いて、居住系でございます。居住系につきましては、グループホームの新設もありまして増加傾向となっております。続いて、相談支援につきましても、活用者が全体に増加しておりますので、増加傾向でございます。

続いて、児童福祉法に関わる障がい児通所サービスでございます。障がい児通所サービスにつきましては、児童発達支援が就学前に提供されるサービス、その下の放課後等デイサービスが就学後に提供されるサービスでございます。この2つのサービスは、年々利用者が増加しております。事業所の増加ということもありますが、この傾向は数年間続いておりました。幼少期からの定期検診、エスコの関わり、機関相談支援センター絆の作成したパンフレットなどにより、通所サービスが浸透したかなと思っております。以上大変簡単ではございますがサービス状況のご報告をさせていただきます。

○曾田係長 それでは、裏面の資料 1-②をご覧ください。地域生活支援事業とその他のサービスにつきまして記載をしております。地域生活支援事業と言いますと、番号で言いますと表の1から14番までが該当となります。どのような事業かと申し上げますと、障害者総合支援法に規定する事業でございます。障がいのある方が自立した生活を営むことができるように地域の特性に応じて各自治体が柔軟に実施できる事業でございます。この事業は、国・県の補助金を得て実施しております。

また、15番以降は地域生活支援事業以外の事業となりまして、主には新規項目になりますが、その他の支援体制などの取組を記載しておりますのでご確認をお願いする次第です。それでは特徴的なところをいくつかかいつまんで説明いたします。

まずは最初の「1理解促進・啓発」でございます。これは出前講座の回数を記載しておりますが、30回ということで多めの実績となっております。これは事業者の合理的配慮の義務化に伴い、昨年度の手話言語条例の制定を機会に、かなり出前講座をPRしてまいりましたので、活用が増えたと考えています。今年度もかなりオーダーがある状況ですので、高めのところをキープしていきたいと考えています。

続いて「3相談支援事業」の(1)相談支援事業ですが、現在19法人に委託しています。新たな事業所設立のご検討されているところもありますので、1つ程度は増えることが見込まれます。

続いて、(2)基幹相談支援センターの取組です。絆では4人の専門職員が、総合的な相談や、地域の相談支援体制の強化など、精力的に動いていただいています。地域の相談支援事業所への助言指導も行っておりまして、年度によって増減がありますが、福祉関連研修、個別に事例検討会を行っていただいております。とはいえ、④地域の相談機関との連携の会議数が少なく終わっておりますので、連携力を高めるためにも数字を挙げていきたいと考えています。

続いて、「6意思疎通支援」でございます。(1)の手話通訳・奉仕員の派遣は若干数字が下がっておりますが、聴覚障がいの方々のニーズには答えることができていると考えています。一方「7手話奉仕員養成研修」のところでは手話通訳者、手話奉仕員の人数を99人として記載しております。これは登録されている手話通訳者の

皆さんに登録を継続するかどうか3年に1回意向確認をしております。高齢になった方や、家庭の都合により登録の継続を辞退するという方が一定おられまして、人数が減っております。毎年、手話奉仕員等の養成を継続してまいりますので増えたり減ったりはありますが、手話通訳、奉仕員の確保を継続してまいります。

続いて、「10地域活動支援センター」ですが、実績は9カ所のセンターの運営実績があります。あわせて今年4月ですが西川津に「ウイズ」というセンターが新規開設しております。高次脳機能障がい家族会の役員の方が法人を作られまして運営されておられます。高次脳機能障がいの経験を活かして、同様の方々の利用につながるものと期待しております。

続いて、地域生活支援事業以外のところとなります。15のペアレントトレーニングのところですが、エスコで実施しております「のべのべ講座」では15人の保護者が参加されています。また、ペアレントトレーニングの枠に記載しておりますが、(4)のピアサポートでは、絆で実施しております発達障害お悩み相談室の延べ利用者数を記載しています。

続いて、「17精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」でございます。これは、国の方で、精神障がい者の地域移行や、地域での暮らしが継続できるよう支援する体制のこととして、各市町村に構築を求めているものでございます。この体制については、分科会の下部会議であります地域移行定着包括ケア連携会議で議論することとしておりますが、昨年度は3回開催しておりますが、内容としては地域生活支援拠点や日中サービス支援型グループホームに議論を集中しておりましたので、今後検討を進めていきたいと考えています。下の方にいくつかのサービスのうち精神利用者の人数をカウントしておりますが、国の方でこれらの利用者も見込むよう指針が出ておりますので、記載する次第です。

続いて、「19質の向上」でございます。こちらは基本的にはサービス等の質の向上を図っていくという取組みで計画に載せているところでございますけれども、(2)自立支援審査支払システムの審査結果の共有回数については、事業所等との情報共有を行う取組でございます。まだ実施できていませんが、どのようなやり方が適切なのか検討を進めたいと考えています。また、(3)指導監査結果の関係自治体との共有も未実施ですが、現在具体的に実施する準備を進めていますので、来年度はカウントが入ると考えています。大変かいつまんだ説明となりましたけれども報告は以上でございます。

○京分科会長 報告ありがとうございました。そうしましたら、只今ご説明をいただきました令和6年度の各種サービス実績報告につきまして、何かご意見ご質問ありましたら受け付けたいと思います。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協会の毛利でございます。1点質問ですが、資料1-①の方の居住系の施設入所支援のところ、令和3年度からの推移をみますと約10人の減ということで、実態としては、どこかの施設等の定員変更を行った結果なのか、それとも何らかの理由で利用が減った結果なのか、これだけ待機がある中で我々にとって想像しがたい実態なので、減少理由を教えてくださいたいと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。それでは事務局から、回答をお願いします。

○乾係長 お答えさせていただきます。令和6年度の4月1日時点で実施調査をしましたところ、入所支援につきましては、9施設450名定員でございます。令和7年度の4月1日時点の実績調査では、9施設440名定員になっておりまして、全体の定員が10名減となっておりますのでその影響かと思えます。

○毛利委員 分かりました。ありがとうございました。

○京分科会長 ほかに質問いかがでしょうか。私から1点質問ですが、先ほど説明があったのかもしれませんが、自立訓練の生活訓練の実績が大幅に減っているのは、何か背景がありますか。補足で説明していただけますか。

○乾係長 詳細の分析は行っておりませんが、給付実績を見ていますと、就労継続支援B型というものが増えております。自立訓練の生活訓練に通われる方と就労継続支援B型に通われる方というのが、似通った方が通ってらっしゃることが多く、就労継続支援B型が増えている実態なので、自立訓練の生活訓練から就労継続支援B型の方に流れていってしまったのではないかということ推察しております。

○京分科会長 ありがとうございます。そういう流れがなんとなくできてきているということですね。今後もそういう流れが続くそうなのか。その辺りの見込みについてもどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○乾係長 そのことについては、経過を見ていないと分からないのですが、生活訓練がこれ以上減ってきますと、事業所の方も定員を大幅に下回るということになってくるので、声を拾いながら対応していきたいと思っております。

○京分科会長 ありがとうございます。皆様からいかがでしょうか。

○嶋田委員 私は以前、県庁の方で障がい福祉課の予算など携わっていましたが、国の方に、資料1-①の給付の部については、要求通り補助してもらっていましたが、資料1-②の地域生活支援事業については要求通りではなく、かなり減額されて補助してもらっていました。もう10年ぐらい前の事ですけれども、当時から補助率をきちんと上げてくれということを要望していましたが、近年の全体的な状況を教えていただきたいと思えます。

○曾田係長 お答え申し上げます。地域生活支援事業については、事業費の25%を島根県の方から補助いただいておりますし、国の方は経費の2分の1以下を補助するという要項を持ってお

られます。毎年、国の方は各自治体に対して、この金額を補助しますという通知がありますが、補助の内訳の計算はブラックボックスになっていて分かりません。結果としては、30%程度の補助でしたり、近年もっと下げられてきているという状況がございます。しっかりと補助金をいただきたいと言う声は全国的に依然としてありまして、状況としてはあまり変わっていないと考えております。引き続き要望していきたいと思っております。

○京分科会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○武田委員 手をつなぐ育成会の武田です。資料1-②の「15ペアレントトレーニング」の記載についてですが、例えば「15本人と親への支援」と記載し、次に(1)ペアレントトレーニング受講者、(2)ペアレントトレーニング支援者、(3)ピアサポート参加者と記載した方が分かりやすかったかなと思います。島根県で養成したペアレントメンターを同欄に記載すべきだったのでしょうか。以前は、松江市でも「ペアレントメンターの養成をやりたいです」と言っておられた時期もありましたが、今は動きがないと認識しています。できれば実施されるといいかなと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。15番がペアレントトレーニングというカテゴリで括られているところが、武田委員のお話だと違うのではないのかというご意見かと思えます。ペアレントトレーニングとペアレントメンターは異なる制度ですし、対象者も全く別の人なので、一部重複はしている部分もありますが、ペアレントトレーニングという括りの中にペアレントメンターが入るというのは、武田委員のご意見を聞いていて違うのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○曾田係長 計画を作る時の国の指針が示されている括りでは、私の読み間違いがなければ、ペアレントメンターは指針にはなかったです。それ以外については、ペアレントトレーニングにあつたので、「15ペアレントトレーニング」と記載しております。ご指摘をいただきましたので、今の計画か次回の計画で見直しの検討させていただきたいと思えます。

ペアレントメンターの養成につきましては、今回の計画を作る際に養成についての項目を設けてはどうかとご意見いただいております。状況としては、松江市は養成を行っておりません。一方で、島根県で養成されているので、養成者の内、松江市在住の方を数値として記載しております。記載箇所が違うということであれば、見直しをしないといけないと思えます。

○京分科会長 ありがとうございます。武田委員さんよろしいですか。その他、ご質問いかがでしょうか。次第に沿って進めて参ります。協議事項の(2)就労選択支援について事務局より説明よろしく申し上げます。

○曾田係長 冒頭に私の方から話をさせていただいて、就労選択支援の具体的な説明の方に入らせていただこうと思っております。今回の会議では、改めて就労選択支援についてご説明をさせていただきたいと思っております。障害者総合支援法が令和4年の時に改正をされて、就労選択支援については、今年の10月から施行するものとして盛り込まれております。令和5年度以降少しづつ国の方から情報が出てきたと思っております。一方で、松江市の方でも就労アセスメントワーキングで就労選択支援を見据えた取組みを実施してきました。そのような中、昨年度の3月31日に国から就労選択支援の内容が整理され、就労選択支援の実施についての正式な通知が出されました。その内容を踏まえて、皆様には就労選択支援について改めてご説明をさせていただきたいということで議題に載せたところでございます。

○乾係長 それでは、説明させていただきます。就労選択支援でございますが、この資料を説明する前に、この就労選択支援が導入された背景というものを簡単に説明させていただきます。

令和元年度の障害者雇用促進法の改正におきまして、この法案審議における国会の再決議において、母子障害者団体等が参画して雇用施策と福祉施策の一体的見解と推進を審議できる体制を速やかに整備し、整備の谷間で働く機会を得られない、または必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障がい者の置かれた現状を解消するため、通勤にかかる障がい者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方の検討を介することという付帯決議がなされました。これを受けまして、障害者雇用福祉連携強化プロジェクトチームにおいて検討が行われました。その中で就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法が確立されていないことが現状の課題と採択され、福祉、雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント、ニーズ把握や就労能力や適性の評価、仕組みを構築、機能評価することが上げられております。こういった検討の流れを受けまして、今般法改正がされて10月1日より新たに就労選択支援というサービスが創設されることとなっております。

それでは、資料2を説明させていただきます。就労選択支援の趣旨でございますが、就労選択支援は、本年10月1日を介する新たな障害福祉サービスであり、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。具体的には、福祉専門的な研修を終了した支援員が本人と共同しながらアセスメントを実施し、他機関連携によるケース会議、地域の情報収集を行った上で、本人の特性や意向に応じた就労の選択を支援するものです。この就労選択支援の利用をすることによって本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援につながるものとされています。資料2中段に記載がございます就労アセスメントについては、働くことを希望する障がいのある人が、適切に働く場を選択することを支援するため、本人の就労面や生活面に関する情報の把握をすることとされています。

続いて、2就労選択支援の具体的な内容についてでございます。

まず①作業場面を活用した状況把握アセスメントがあります。短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します。

続いて、②多機関連携によるケース会議でございます。こちら利用者や関係機関を招集して多機関におけるケース会議の開催となっております。

続いて③アセスメントシートの作成でございます。アセスメントやケース会議を踏まえてアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます。その結果を踏まえまして、④事業者等との連絡調整でアセスメント結果を踏まえて関連機関等との連絡調整をされるということとなっております。

この文言が資料2の下表となっております。障がい者本人の方が就労系障害福祉サービスの利用を希望された場合に、まずは計画相談支援事業所に相談します。その後、就労選択支援事業所と本人が共同してアセスメントを行い、計画相談支援事業所へ伝えます。伝えたところで最終的に就労系の福祉サービスを利用されるのか、一般就労にしていけるのかということをお本人の特性等を踏まえながら選択していくことになっていきます。裏面へ参ります。

続いて、3 就労選択支援の対象者でございます。就労移行支援または就労継続支援を利用する方について就労選択支援の対象となっております。

なお、就労選択支援の施行に伴い就労継続支援 B 型は令和 7 年 10 月に就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に関わる課題等の把握が行われている者が利用対象となることから、就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援をあらかじめ利用する必要があるとされています。ただ、これについては、50 歳に達している方、障がい基礎年金 1 級を受給している方、就労経験があるが体力面や年齢の面で、一般企業に雇用されることは困難になった方については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能です。こちらについては、現在の取扱いと変わっておりませんので、今後も就労選択支援を利用してもいいですし、使用せずに就労継続支援 B 型を利用することは可能となっております。例外措置といたしまして、近隣に就労選択支援事業者がない場合もしくは、利用可能な就労選択支援事業者が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合につきましては、就労移行支援事業者等により就労アセスメントを経た就労選択支援 B 型の利用が認められます。これについては現在と同様の措置です。仮に就労選択支援事業者がなかったり少なかったりした場合については、このような対応をしていくことになると思っております。

続いて、4 就労選択支援の支給決定期間及び実施期間でございます。支給決定期間は原則 1 か月でございます。最初の段階で必要となれば 2 か月決定も可能です。支給決定期間のうち作業場面等を活用した状況把握アセスメントは 2 週間程度を想定されております。状況に応じ、5 日間程度の短い期間での実施も可能です。

続いて、5 就労選択支援の実施時期でございます。就労選択支援は 18 歳以上の人向けの障がい福祉サービスですが、特別支援学校等の生徒に対しては、1 年次から利用可能であり、在学中に複数実施することも可能です。

なお、15 歳以上 18 歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合には、児童相談所の方で従来の福祉サービスと同様に認めていただくことが必要となります。関連いたしまして、従来特別支援学校で行っていただいた実習もこの就労選択支援の実習も中に含めることはできるのでそれを申し添えます。

○曾田係長 続きまして、6本市の取組みでございます。就労選択支援は、法律が改正となって10月からスタートすることが決定しておりますが、令和5年度から分科会の下部会議としまして、就労支援検討チーム会議の配下に就労アセスメントワーキングの設置し、各種話し合いをしてまいりました。令和3年度時点から社会福祉法人桑友では、秋田大学の研究事業に協力をされて、この松江市界限での就労アセスメントについて調査をされてこられました。松江市も協力して参りまして、令和5年度にはワーキング会議を設置し、ご覧のメンバーの皆様方やオブザーバーの皆様に広くご案内し、ほぼ毎月会議をしておりました。取組み内容としましては、多機関連携によるケース会議やアセスメントというのが新制度のカギとなりますので、新制度を見据えたアセスメントをやってみようということで、国の方にも適宜情報提供をしておりました。また、毎月集う中で、最新情報を共有し、新しい制度への意識の底上げを業界界限に向けて行ってまいりました。

また、研修会の開催については令和4年度には著名な大学の先生や職業センターの方にお越しいただき、新制度について学ばせていただいております。そして、現在はメンバーを小グループに分けて議論をしております。テーマとしては、広報活動に使用するチラシの作成や、松江市独自のアセスメントツール、運用改善、企業活用など話し合いを継続しているところでございます。令和3年度から継続して取り組んでおりますが、社会福祉法人桑友さんや生活支援センターぷらすさんには、大変ご中心的にこのワーキングを進めていただいております。大変感謝をしているところでございます。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

そして、厚労省が先般就労選択支援のマニュアルというのを作成し全国に配布をする中で、松江市の取組みも一つの先進的な事例ということで掲載されておりますので、またご覧いただけたらと思っております。就労選択支援についての説明は以上でございます。

○京分科会長 ありがとうございます。補足が可能でしたら生活支援センターぷらすの平崎委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○平崎委員 松江障害者就業・生活支援センターぷらすの平崎です。お世話になっております。先ほど曾田係長からお話いただいたように国のマニュアルの方に先進地の取組みということで、松江市の就労アセスメントワーキングチームの取組みを掲載していただいております。掲載後は、県外市外からお問い合わせもいただいております。10月には、研修会を計画しているところです。内容については、就労選択支援の大きくいうと3つのポイントである「本人との共同作業による意思決定支援」「多機関連帯による会議」「質の高いアセスメント」を背景的につなげるような研修や市が作成している手話アセスメントシートを用いて就労選択支援について学び、いい制度になるようにみなさんで対応していけるよう取り組んでおります。また、質の高いアセスメントとはどういうものなのかという基本的なところも学べるような内容を考えておりますので、また近づきましたらご案内させていただきます。ご参加の方をよろしく願いいたします。以上です。

○京分科会長 ありがとうございます。その他ご意見ご質問いかがでしょうか。

○藤原委員 松江養護学校の藤原と申します。私も就労アセスメントワーキングチームで勉強させていただいておりますが、1点質問させていただきます。資料2裏面の5番のところ就労選択支援の実施時期ですが、2行目に特別支援学校等1年次からの利用、これは高校1年生からという意味でしょうか。

○乾係長 はい、そのとおりでございます。

○藤原委員 記載については、高等部を入れた方がよかったかなと思いました。ただ、中学校3年生でも卒業してB型に入りたいという場合は14~15歳になります。その場合は利用可能でしょうか。

○乾係長 中学校3年生で卒業しますと15歳以降の取扱いが適用されますので、児童相談所の方に判断をいただいて必要であればサービス利用という形になります。

○藤原委員 なお、15歳以上をというところに該当する。

○乾係長 はい、そのとおりでございます。

○藤原委員 14歳の時に就労選択支援を利用することになるとは思いますがいかがでしょうか。

○乾係長 中学校3年生で卒業しても3月31日誕生日だった場合については、そこまでは待っていただいてその後の利用となると思います。

○藤原委員 中学校3年生の時には利用できないということですね。

○乾係長 そのとおりでございます。

○藤原委員 養護学校では、不登校の方もすごく増えている現状でして、中学校3年生の方でも高等部に行かないで、そのまま就労する人が今後出てくるという懸念を持っています。保護者からも、中学校卒業後の利用について可能ですかというご質問も伺っていますので、情報共有させていただきます。

○乾係長 ありがとうございます。高校に進学せずに、中学校卒業後に児童相談所の紹介を経まして、就労継続支援B型等を利用されるお子様もいらっしゃいます。今後も対応していきたいと思っております。

○京分科会長 その他いかがでしょうか。

○嶋田委員 児童相談所でも18歳未満の方がデイサービスを利用する場合に意見書を出しておりますが、新しい制度に伴いどのくらい件数が増えるのか危惧しております。件数の見通しを伺いたい。

○乾係長 お答えさせていただきます。従来の就労継続支援のB型、就労移行支援を使う方につきましては、児童相談所の意見書をいただいているところでございます。就労選択支援につきましては、就労継続サービスを使う前の段階のサービスでございまして、就労選択支援において意見をいただく事になります。おそらく、その先のサービスについても同様に意見を求めながら進めていくと想定しております。例えば、15歳なる方がおられて、一般就労なのか就労継続サービスなのかで迷っていらっしゃる場合には、一般就労につながった方については、従来よりは件数が増えていくことになるかと思えます。

○嶋田委員 内部で対応について相談が必要と思っております。やり方など周知いただきたいと思えます。

○乾係長 対応させていただきます。

○平崎委員 ワーキング会議では、特別支援学校の対応についても話し合っています。松江市の場合、職業利用計画の7割ぐらいが特別支援学校の生徒です。従来の就労継続支援B型を希望される生徒の数は、10~20人程度で今までとほとんど変わらない数で推移しています。高等部2年生の段階で進路についての相談会が1~2月にあり、その時点でおおよそ就労選択支援を希望される生徒の人数が決まります。その情報を松江市が把握し、その後の対応を行えば、おそらく件数的にはこれまでと業務が大きく変わることはないと思えます。

○京分科会長 藤原委員いかがでしょうか。

○藤原委員 養護学校では、就労アセスメントは校内アセスメントで評価しています。生徒本人の都合や保護者の都合で実習が難しい方もおられるのが現状です。そのため、就労選択支援になるとこれまで実施していなかった方も対象となり、今までとは変わらないと言いつつも実質的には増えると考えています。

○京分科会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。私から1点、就労継続支援B型を現在利用している人で例外措置に該当しない50歳に達していない人は、結局全員就労選択支援を利用して10月以降就労継続支援B型のサービスを利用するということになるのでしょうか。10月以降1人ずつ就労選択支援をやり直して、最終的に就労継続支援B型の契約につながるのでしょうか。

○乾係長 お答えします。従来より就労継続支援 B 型をご利用の方については、就労選択支援の利用をしなくてもそのまま継続利用ができます。やり直しの必要はございません。

○京分科会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。そうしましたら、特にご意見ございませんということで、10 月以降このような課題が出てくると思います。また、出てきた課題については、分科会で議論していけたらと思います。そうしましたら、次第の方に戻りまして、協議事項の(3)分科会下部会議等の状況報告について事務局より説明をお願いします。

○曾田係長 説明いたします。資料 3 をご覧ください。まず 1 つ目の就労支援検討チーム会議については、令和 7 年 1 月に実施しておりまして、就労アセスメントの検討ワーキングの活動状況の報告や意見交換ということで事業所の質の担保や余暇支援の情報提供等話し合いを行っております。そして、就労アセスメントワーキングチームについては、活発に活動をしているところです。先般 7 月 8 日には、新宿区の就労支援系の法人が松江市の取組みを視察に来られました。東京の都心と松江市では、環境が違いますので、取組みのやり方にも違いがありますけれども、お話を聞いて勉強になりましたということでお帰りになりました。

続いて、2 つ目の相談支援検討チーム会議については、令和 7 年 1 月以降の開催はございません。それ以前では、相談支援体制の見直しについて会議を重ねておりました。相談支援体制の変更後の状況の見直し等についてを議題に開催したいと考えております。

続いて 3 つ目の地域移行・定着・包括ケア連携会議については、令和 7 年 3 月に開催しております。地域生活支援拠点や日中サービス支援型グループホームの状況報告を行いました。そして、今後の議題の予定としましては、グループホームの評価、地域生活支援拠点の状況確認と併せまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにつきまして、準備を進めていきたいと考えております。

続いて、4 つ目の障がい児支援連携会議でございます。令和 7 年 3 月に開催をしております。まつえ障がい福祉ガイドブック児童編の活用について話し合いをいたしました。今後の想定議題としては、放課後等デイサービスがもっと便利に使えるようにならないかというご意見もありますので、議題に載せていきたいと考えております。

また、関連取組としては、子どものための学びあい支えあい講座を行う予定でございます。説明は以上でございます。

○京分科会長 ありがとうございます。只今の分科会下部会議の状況報告につきまして、ご質問やご意見ございますか。特段ないようですので、手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）について事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 情報提供になりますが、資料 4 をご覧いただきたいと思います。令和 7 年 6 月 25 日に手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）が施行をされました。どのような

法律かと言いますと、松江市の条例では手話は言語であるということを明確に言っておりますが、こちらの法律では、手話は言語その他重要な意思疎通支援のための手段と明記をされており、手話に関する施策を総合的に推進するという目的が示されております。

基本理念としては、手話の習得・使用について必要な環境の整備が図られるようにしていくこと。また、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにしていくこと。また、国民の理解と関心を深めるようにしていくこと。という3つが示されています。

国・地方公共団体の責務としては、手話に関する施策を実施する責務を有するとあります。基本的な施策については、①手話を必要とする子どもの手話の習得ができるように支援をするということ②学校における手話による教育を確保していくということ③大学でも手話通訳を行う人の確保のための取組みを促進していくこと④職場における手話が適切に使えるような事業主による取組みの促進のための情報提供をしていくこと⑤その他の手話の取得の支援をしていくこと等が盛り込まれております。

また、⑦の第12条では、手話文化の保存・継承・発展を図っていくことも盛り込まれておりますし、⑨の第14条では、9月23日を手話の日と定められております。世界的には手話言語の国際デーです。近年、松江市でも松江城をブルーライトアップしております。その他⑩人材の確保、⑪調査研究の推進など幅広く規定されております。このような法律が令和7年6月25日からスタートしたということで今日はご説明させていただきました。併せて、今年度新たに実施する松江市の取組みを紹介させていただきます。

この度、こども向け手話教室を令和7年7月23日と8月2日に実施します。どちらも定員20人で実施します。秋もしくは冬のところでは、小学生より上の年代の方々も自由に参加できるような手話教室も実施予定です。新たな法律のご紹介と併せて手話に関する松江市の取組みを紹介させていただきました。ご報告は、以上でございます。

○京分科会長 ありがとうございます。只今ご説明いただきました手話に関する施策の推進に関する法律について、ご意見ご質問ございますか。特段ないようですので、次に進めて参りますが、事務局からございますか。

○曾田係長 事務局の方は以上ございません。

○京分科会長 ありがとうございます。皆様もよろしいでしょうか。ご意見等はないようですので、以上で審議を終えたいと思います。皆様忌憚のないご意見頂戴しましてどうもありがとうございました。進行を事務局へお戻しします。

○川島課長 京分科会長、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、今日夜にも関わらずお時間をいただきまして誠にありがとうございます。これからも引き続きご指導等よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして令和7年度第1回松江市社会福祉審議会・障がい者福祉専門分科会を終了します。本日はありがとうございました。

(以上)